

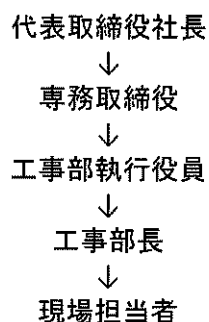
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
高知県知事 殿	
	提出者
	住 所 愛媛県四国中央市川之江町1978番地2
	氏 名 株式会社 久保組 代表取締役 久保 安正 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 0896-58-2571
計 画 期 間	令和5年6月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	令和4年度売上高 4,000,000千円
③従業員数	46名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○建設工事で発生したがれき類は、収集運搬業者及び再生処理業者（破碎）に委託し、再生砕石として再資源化されます。 ○建設工事で発生した建設混合廃棄物（金属屑、廃プラスチック類木屑、紙くずの混合物）は、収集運搬業者及び処分業者に委託します。金属屑は再生処理業者（圧縮）で再資源化。その他の産業廃棄物は処分業者（焼却、埋立）で最終処分されます。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4年度 ）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	5 t	15 t	950 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ○従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行います。 ○設計・施工段階から廃棄物の発生の少ない工法を選択、利用します。 ○リサイクル品の購入・使用を推進します。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○従業員が排出する生活系ごみ(弁当、ペットボトル等)は、一般廃棄物として持ち帰るよう、分別に係る指導を行います。 ○がれき類、木屑、及び廃プラスチック類は保管容器で種類ごとに分別し、分別できない物は混合廃棄物として処理します。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4年度 ）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物
	全処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	建設混合廃棄物
		全 処 理 委 託 量	5 t	15 t	950 t	10 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	950 t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t
		②計画	(今後実施する予定の取組) ○委託基準に従い、産業廃棄物処理業者を選定し、契約します。 ○委託契約書及びマニフェスト(A, B2, D, E)について、適正に記載されていることを確認して5年間保管します。 ○委託先は、再生利用業者を優先的に選定し、リサイクルの推進に取り組みます。 ○委託先については、インターネットで公表されている産業廃棄物の処理状況及び維持管理状況等の情報から、委託する産業廃棄物の処理が行われていることを確認します。 ○再生利用業者、優良認定処理業者をできる限り選定し、委託していく予定です。 ○委託先については、産業廃棄物の処理状況を定期的に確認し、より適正な処理業者を選定していく予定です。			
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。